衛　生　設　備　資　金　借　入　申　込　書

　　年　　月　　日

（宛先）岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

 （申込人）住　所

氏　名

（※）本人（代表者）が手書きをしない場合は、記名押印してください。

　（自宅電話番号　　　　　　　　　　　　）

（携帯電話番号　　　　　　　　　　　　）

　　　次のとおり衛生設備資金を貸し付けてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 借入金の種類 | □排水設備資金　　□便所改造資金 | 借入希望金額 | 円 |
| 借入を必要とする　　工事の場所及び期間 | □申込人住所に同じ |
| 岡崎市 |
| 　年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日 |
| 申込人 | 住所地（施工用地）の種別 | □土地所有者　□建物所有者　　　　　　　　　　　　　　□借地又は親族所有地の使用者　　又は占有者 | 勤務先等※ |  |
| 前年収入金額 | 円 |
| 連帯保証人 | 住　　所 | 　 |
| （電話番号　 　　　　　 　　　　　） |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　 | 勤務先等※ |  |
| 前年収入金額 | 円 |

（※）連帯保証人の氏名欄について、連帯保証人の方が手書きをしない場合は、記名押印してください。

※申込人及び連帯保証人の方で、自営業者、農業者、年金受給者等の方は、勤務先等の欄にその旨をご記入ください。

下記の口座へ振り込んでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名　　　　（ゆうちょ銀行以外） | 　 | 銀行　　信用金庫 | 店　　 |
| 信用組合　労働金庫　農協 |
| 預金種別 | １　普通　　　２　当座 | 　　フリガナ | 　 | 　 |
| 口座番号 | 　 | 口 座 名 義　　　　(申込人のもの) | 　 | 　 |

　　注　この申込書は、岡崎市下水道条例第８条又は岡崎市農業集落排水処理施設条例第９条の規定による排水設備等工事計画承認申請書とともに提出すること。

衛　生　設　備　資　金　弁　済　契　約　証　書

　岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和３７年岡崎市条例第３０号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主　　　　　　　　　　　　を乙とし、次の条項により契約を締結する。

　（償還）

第１条　乙は、　　　　年　　月　　日に甲から借り受けた　　 　　　　円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（１）償還期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（２）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

　（延滞損害金）

第２条　乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、当該償還すべき元金に対し、その償還すべき期日の翌日から償還をした日までの期間の日数に応じ、年１０．７５パーセントに相当する延滞損害金を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

　（繰上償還）

1. 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

　（保証）

第４条　連帯保証人　　　　　　　　　　は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

甲　岡崎市十王町２丁目９番地

岡崎市

代表者　岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連帯保証人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

衛　生　設　備　資　金　弁　済　契　約　証　書

　岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和３７年岡崎市条例第３０号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主　　　　　　　　　　　　を乙とし、次の条項により契約を締結する。

　（償還）

第１条　乙は、　　　　年　　月　　日に甲から借り受けた　　 　　　　円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（１）償還期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（２）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

　（延滞損害金）

第２条　乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、当該償還すべき元金に対し、その償還すべき期日の翌日から償還をした日までの期間の日数に応じ、年１０．７５パーセントに相当する延滞損害金を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

　（繰上償還）

1. 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

　（保証）

第４条　連帯保証人　　　　　　　　　　は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

甲　岡崎市十王町２丁目９番地

岡崎市

代表者　岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連帯保証人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印